

最高裁秘書第 757 号

令和 7 年 3 月 18 日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和 7 年 3 月 5 日に答申（令和 6 年度（情）答申第 37 号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和 6 年度（情）諮問第 20 号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話 03（4233）5249（直通）

諮詢日：令和6年8月8日（令和6年度（情）諮詢第20号）

答申日：令和7年3月5日（令和6年度（情）答申第37号）

件名：大阪家庭裁判所における特定年月日付けの専門職後見人の複数選任事案における申合せが記載された文書の不開示判断（開示対象外）に関する件

答申書

第1 委員会の結論

専門職後見人の複数選任事案における申合せ（平成29年9月11日付）（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、大阪家庭裁判所長が、本件開示申出文書は、司法行政文書開示手続の対象とはならないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、大阪家庭裁判所長が令和6年6月28日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書を司法行政目的で取得していないかどうか不明であるから、この点を最高裁に確かめてもらうために苦情の申出をする。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 司法行政文書開示手続の対象となる司法行政文書は、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして裁判所が保有しているものであり、裁判事務に関する文書は含まれない。

本件開示申出文書は、その内容が専門職後見人の複数選任という裁判手続に密接に関連する事項について、裁判官等関係者が申合せを行った結果を記載し

たものであり、その性質上専ら裁判事務のために用いるものである。そして、当該文書は大阪家庭裁判所家事第4部後見センターで作成され、同後見センターにおいてのみ保有している文書である。したがって、本件開示申出文書は裁判事務に関する文書であり、司法行政文書開示手続の対象とはならない。

2 苦情申出人は、本件開示申出文書について事務局や訟廷において司法行政事務処理の目的で取得がないかどうか不明である旨主張するが、当該文書の内容に照らすと、大阪家庭裁判所において、本件開示申出文書を司法行政事務処理の目的で取得することは想定し難いことからすると、苦情申出人の主張には理由がない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和6年8月8日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年12月13日 審議
- ④ 令和7年2月21日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 取扱要綱によれば、司法行政文書の開示手続の対象となる司法行政文書は、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものである。また、司法行政文書には、裁判事務に関する文書は含まれず、裁判事務に関する文書には、事件記録や事件書類（事件に関する書類で記録から分離されたもの）に限られず、専ら裁判事務のために用いるものとして作成し、又は取得した文書で、裁判所の裁判部において管理しているものが含まれると解される（平成27年度（情）答申第5号参照）。

最高裁判所事務総長の説明によれば、本件開示申出文書は、大阪家庭裁判所家事第4部後見センターで作成され、同後見センターにおいてのみ保有する文

書であり、その内容は、専門職後見人の複数選任という裁判手続に密接に関連する事項について、裁判官等関係者が申合せを行った結果を記載したものであるということである。本件開示申出文書の作成主体、利用方法及び管理状況並びに記載内容のいずれから見ても、本件開示申出文書は、裁判事務に関する文書であって、司法行政文書の開示手続の対象となる司法行政文書には該当しないというべきであり、そのほか司法行政文書に該当することをうかがわせる事情もないから、同手続の対象とはならない。また、最高裁判所事務総長の説明するとおり、当該文書の内容に照らすと、大阪家庭裁判所において、本件開示申出文書を司法行政事務処理の目的で取得することは想定し難いところであり、そのような事情もうかがわれない。

2 以上のとおり、原判断については、本件開示申出文書が司法行政文書の開示手続の対象とならないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 長 戸 雅 子

委 員 川 神 裕